

保護者様

群馬県立利根実業高等学校長

### 学校で予防すべき感染症と出席停止について

生徒が、下記の「学校において予防すべき感染症」に罹患している場合、余病の併発と他の生徒への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。(校長の指示で出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。)

なお、学校医またはその他の医師により登校の許可があったときは、右記の治癒証明書を学校へ提出してください。

学校において予防すべき感染症と出席停止の基準	
感染症の種類	出席停止の期間
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）	治癒するまで  ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。
第二種※ インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第二種の感染症は、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではありません。

主治医様

ご多忙中恐れ入りますが、下記証明書は、出席可能になりましたらご記入のうえ保護者にお渡し下さい。

## 治癒証明書

群馬県立利根実業高等学校長様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 氏名

病名

上記の者は、出席停止となっていましたでしたが他に感染のおそれなくなったので、\_\_\_\_月 \_\_\_\_日から出席してよいと考えます。

備考

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

医療機関名

医師名

印